

議案第十九号

中央区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について  
右の議案を提出します。

令和八年三月三十一日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則  
中央区青少年委員の設置等に関する規則（昭和四十年三月中央区教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「一万二千元」を「一万四千元」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（説 明）

青少年委員の報酬の額を改正するため、教育委員会規則の一部を改正する必要があることから、この議案を提出します。

新旧対照表（抄）

○ 中央区青少年委員の設置等に関する規則（昭和四十年三月中央区教育委員会規則第二号）

新	<p>（報酬の額）</p> <p>第八条 委員の報酬は、月額一万四千元とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は令和八年四月一日から施行する。</p>
旧	<p>（報酬の額）</p> <p>第八条 委員の報酬は、月額一万二千元とする。</p>